

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士、京都大学大学院医学研究科講師

AI、IoT関連技術の活用促進を図る「官民データ活用推進基本法」および「次世代医療基盤法」が成立、「電子委任状の普及の促進に関する法」も成立した。また、情報通信環境の変化に対応するべく、電波法・電気通信事業法、金融商品取引法・銀行法、青少年インターネット利用環境整備法が改正された。

■はじめに

2016年秋の臨時国会（第192回国会）では官民データ活用推進基本法が可決成立し、さらに2017年春の通常国会（第193回国会）では複数のインターネット関連法案が可決成立した。その

後の臨時国会（第194回国会）で関連法案は成立していない。

資料5-1-1は、前述の2つの国会で可決成立したインターネット関連法律の一覧である。以下、個々の法令を成立日の順に説明する。

資料5-1-1 インターネット関連法律の全体動向

法令（成立日順）	成立日	公布日
官民データ活用推進基本法	2016年12月7日	2016年12月14日
電波法（改正）	2017年4月28日	2017年5月12日
電気通信事業法（改正）	同上	同上
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	同年4月28日	同年5月12日
金融商品取引法（改正）	同年5月17日	同年5月24日
銀行法等（改正）	同年5月26日	同年6月2日
電子委任状の普及の促進に関する法	同年6月9日	同年6月16日
青少年インターネット利用環境整備法（改正）	同年6月16日	同年6月23日

出典：筆者が作成

■官民データ活用推進基本法の制定

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を、適正かつ効果的に活用することによって、急速な少子高齢化の進展への対応など、我が国が直面する課題の解決に資する環境をよりいっそう整備することが重要になっている。「官民データ活用推

進基本法」は、その重要性を鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本となる事項を定める法律である。いわば、AI、IoT関連技術の開発と活用促進のため、データ流通の拡大を図ろうとするものである。基本理念、国、地方公共団体および事業者の責務、並びに官民データ活用推進基本計画の策定、その他官民データ活

用の推進に関する施策の基本となる事項が定められており、官民データ活用推進戦略会議を設置するものとしている。

基本法であるから、別途、今後は具体化が図られる予定である。

■電波法・電気通信事業法の改正

電波の有効利用を促進するため、および情報通信技術の進展に対応した規制の合理化を図るための改正である。

まず、電波法の改正は、①電波利用料の料額等の見直し、②電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴う規定の整備、③登録検査等事業者が無線設備の点検に使用する測定

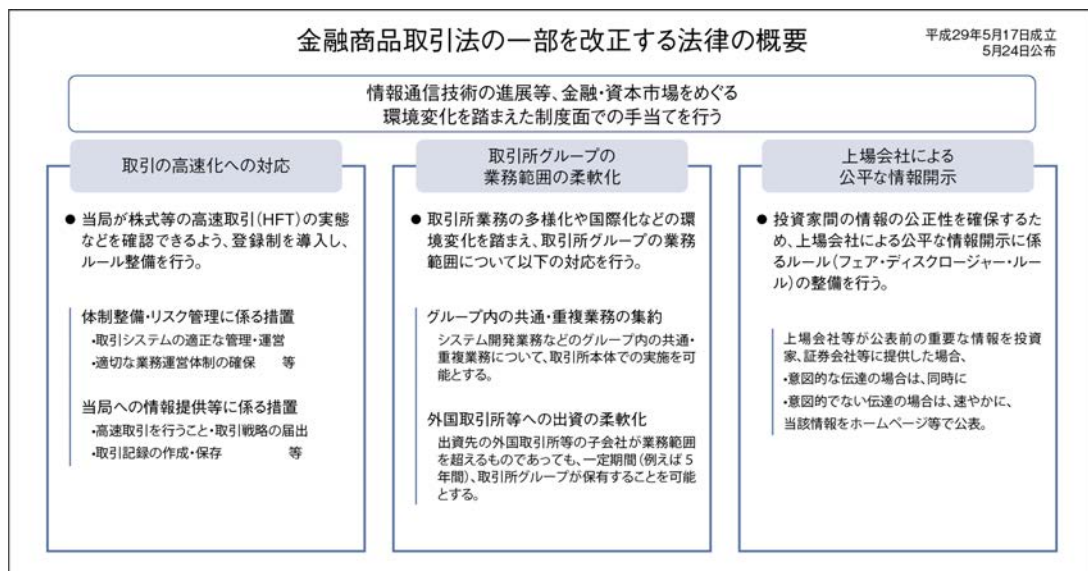
器等の較正等にかかる期間の延長を骨子とする。

次に、電気通信事業法の改正は、登録認定機関が技術基準適合認定に使用する測定器等の較正等にかかる期間を延長するものである。

■金融商品取引法の改正

情報通信技術の進展など、我が国の金融および資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備（仮想通貨交換業者への登録制の導入を含む）、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示にかかる規制の整備等の措置を講じた。概要は資料5-1-2のとおり。

資料5-1-2 金融商品取引法の改正



出典：「金融商品取引法の一部を改正する法律の概要」金融庁、2017年¹

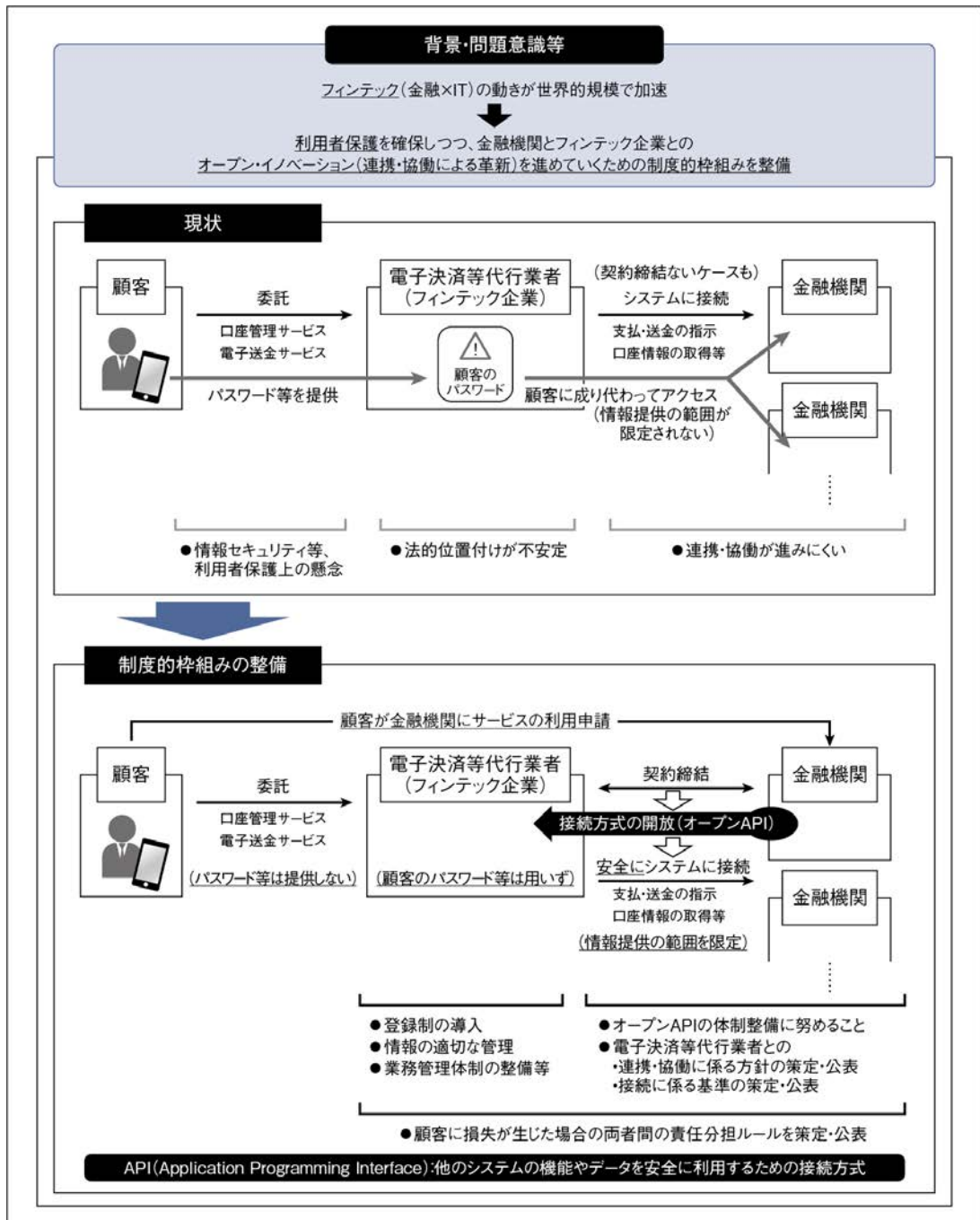
■銀行法等の改正

情報通信技術の進展など、我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに、利用者保護を確保するため、電子決済等代

行業者に関する法制の整備等の措置を講じた改正である。

簡単にいえば、フィンテックへの対応のための制度的枠組みの整備ということができる。改正の概要は、資料5-1-3のとおりである。

資料5-1-3 銀行法等の改正



出典：「銀行法等の一部を改正する法律案の概要」金融庁、2017年²

■電子委任状の普及の促進に関する法律の制定

電子契約の推進を通じて、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進する

ための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けるものである。主な規定の内容は、資料5-1-4のとおりである。

資料5-1-4 電子委任状の普及の促進に関する法律

電子委任状の普及の促進に関する法律案の概要	
電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講ずる。	
主な規定	○ 電子委任状等の定義 ・「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者(法人にあっては、その代表者)が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。 ・「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用人その他の関係者に対し、当該電子委任状(当該事業者が法人である場合にあっては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録を含む。)を提示し、又は提出する業務をいう。 ○ 電子委任状の普及に関する指針 主務大臣(総務大臣及び経済産業大臣)は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。 ○ 電子委任状取扱業務の認定 電子委任状取扱業務を営み、営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。 ○ 電気通信事業法の特例 電子委任状取扱業務を営み、営もうとする者が当該電子委任状取扱業務について認定を受けたときは、当該電子委任状取扱業務のうち電気通信事業の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、これらの登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす等の措置を講ずる。 ○ 認定を受けた旨の表示 認定を受けた者は、認定に係る業務が認定を受けている旨の表示を付することができるとし、認定を受けた者以外の者が当該表示又はこれと紛らわしい表示を付することを禁止する。 ○ その他 上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。

出典：「電子委任状の普及の促進に関する法律案の概要」総務省、2017年³

■医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の制定

この法律は、「次世代医療基盤法」という通称で呼ばれている。前述した官民データ活用推進基本法を具体化する法律の1つとして位置付けることができる。

特定の個人を識別できないように医療情報を匿名加工する事業者に対する規制を整備し、匿名加工された医療情報の安心で適正な利活用を通じて、健康と医療に関する先端的研究開発・新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的としている。個人情報保護法制における匿名加工情報制度の特則を定めるものといえよう。

具体的には、高い情報セキュリティを確保し、十分な匿名加工技術をもつなどの一定の基準を満たし、医療情報等の管理や利活用のための匿名加工を適正かつ確実に行うことができる者を、認定匿名加工医療情報作成事業者として認定する。その上で、医療機関等は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、医療情報を提供できるものとしている（提供は任意）。

■青少年インターネット利用環境整備法の改正

議員立法による改正である。スマートフォンへのシフトなど、青少年によるインターネットの利

1
2
3
4
5
6
用の状況の変化に鑑み、伸び悩み気味と指摘されている青少年有害情報フィルタリングソフトウェアおよび青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を促進するための措置を講じるものである。

具体的には、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務（利用者が18歳未満かどうかを確認することを携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に義務付け）、②説明義務（青少年に保護者がフィルタリングサービスについて説明することを携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に義務付け）、および③青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を、携帯電話インターネット接続役務提供事業

者等に義務付けるとともに、④インターネット接続機器の動作を直接制御する機能をもつプログラムを開発する事業者にも、フィルタリングサービスの利用を容易化するような環境整備の努力義務を課したものである。

■その他

2016年12月9日公布の改正割賦販売法が2018年度6月1日に施行予定であり、同法施行令も2017年に改正された。これによって、クレジットカード情報の漏えい対策として、オンライン販売のカード加盟店を含め、カード情報非保持化・国際標準「PCIDSS」準拠などが求められる。

1. 「金融商品取引法の一部を改正する法律の概要」金融庁、2017年
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/193/02/gaiyou.pdf>
2. 「銀行法等の一部を改正する法律案の概要」金融庁、2017年
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/193/01/gaiyou.pdf>
3. 「電子委任状の普及の促進に関する法律案の概要」総務省、2017年
http://www.soumu.go.jp/main_content/000470849.pdf



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2018年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2018 Impress R&D